



たまがわ



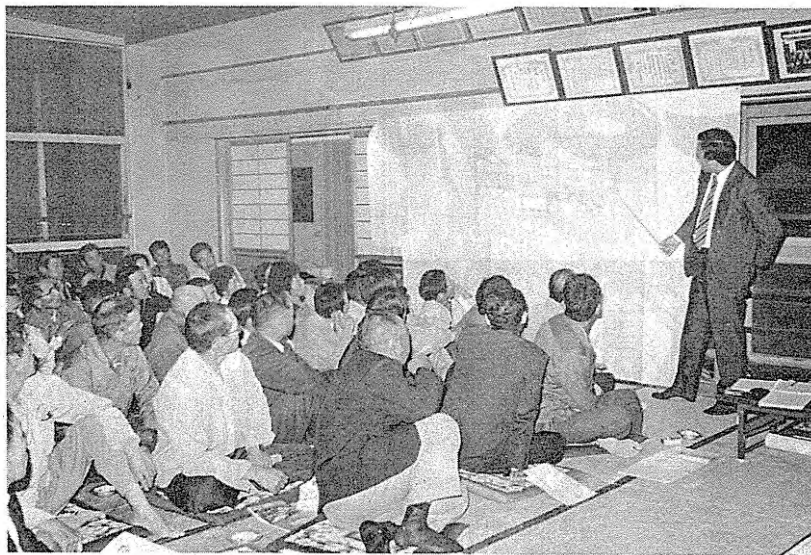
(蒜生、曲山英夫さん宅の栗林にて)

こんなにいっぱい拾ったよ

実りの秋。この表現がぴったりくるような今年の秋。4年続きの冷害だっただけに農家の人たちの表情はいつになく明るく、収穫する喜びにあふれている。

ここ、蒜生の曲山さん宅の栗林も今年は豊作のようで、栗拾いをする子供たちの歓声が響き渡っている。見るまに帽子は自然の恵みでいっぱいになり、太陽の光を浴びた栗は、子供たちのホップのようにツヤツヤして美しい。こんなちょっとした体験に胸おどらす子供たち。自然とのふれあいの中で、実りの秋を身体全体で感じとっているようでした。

'84
10
NO.218



県からの説明を熱心に聞く地権者（須釜児童館にて）

福島空港の計画概要明らかに 県が地元説明会を開催

昭和六十五年開港を目指す福島空港の計画概要が、このほど開かれた県の説明会で明らかにされました。

九月四日村議会への説明会に続き、五日には村空港建設対策協議会、六・七日の両日には一般住民を対象に、それぞれ説明会が開かれ、各会場に集まった約二百人の人々からは、説明にあたった県企画調整部全田次長、空港技術集積地域対策室小神室長らの説明を熱心に聞き入りながら活発な質問要望などが出されました。

空港用地は

約四百五十

ヘクタール

空港本体と周辺の緩衝緑地などを含め、空港用地は約四百五十ヘクタール。

これは、玉川村大字岩法寺、小高、北須釜のそれぞれ一部と須賀川市大字狸森、田中の一部にまたがる地域で本村の面積は、須賀川市とおおよそ半々となっています。

また、用地内の土地所有者数は約六百五十人、移転が見込まれる住家十四棟、非住家二十三棟、公共施設三棟などとなっています。

計画のあらまし

○空港の種類

県が設置し、管理する「第三種空港」です。

○滑走路の規模

ジェット機時代に対応して、エアバス級（三〇〇人〜三五〇人乗り）が就航可能な二千五百メートルです。

○道路計画

既存の道路網を整備するほか、国道一一八号線からターミナルまでの西側進入路と、須賀川インターチェンジからターミナル

を経て県道千五沢、矢吹線までの東側進入路の新設を計画。空港の計画進度に合わせ必要な区間から建設されることになっています。

地目別面積内訳

地目	面積	割合
田	34 ^{ha}	7.5%
畑	50	11.1
山林	351	78.0
その他	15	3.4
計	450	100.0

○緩衝緑地の利用計画

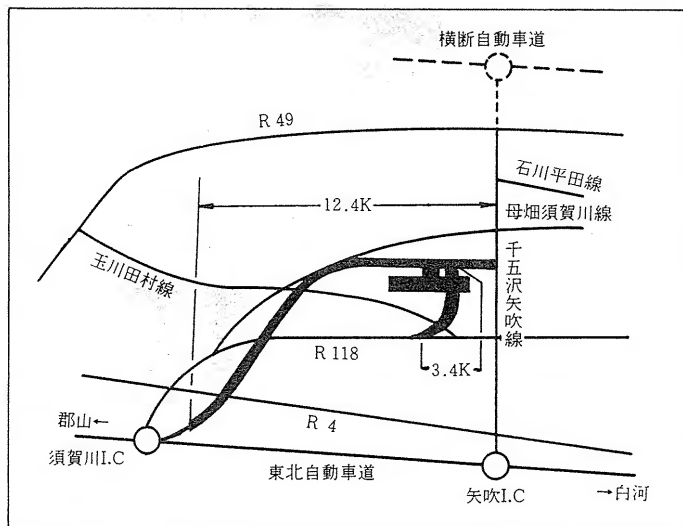
騒音の緩衝をはかりながら、広域的なレクリエーション施設を有する都市公園が計画されます。

建設への手順

○国の整備計画組入れが条件
空港を建設するためには、まず国の第五次空港整備計画にのる

ことが必須の条件となります。○用地取得は、空港設置許可後国の計画に組入れられると、空港設置許可の申請を出すこととなりますが、この申請には、土地所有者の同意書が、添付書類として必要となっています。この手続を経て、空港設置許可後用地取得に入ることになります。

空港アクセスの計画



地権者への説明会も開く

同意書提出にご理解を

九月四日からの説明会に続き、九月二十六日、二十七日の二日間、わたって、中、小高、岩法寺、北須釜の各地区ごとに地権者への説明会が開かれました。

農繁期にもかかわらず会場には百五十人余りの地権者が集まり、初めて示された空港計画図を前に自分の土地を確認しながら説明に耳を傾けていました。

説明には県空港技術集積地域対策室矢吹主幹らがあたりました。前回と同じく計画概要などのほか、特に国の第五次空港整備計画に組み入れられた後、提出することとなる空港設置許可申請に添付する地権者の同意書収集や、今後話し合いの窓口となる地権者会設立などについて、理解と協力がいただけるよう進めたいと説明がありました。

生活再建対策には十分な配慮

一般住民と地権者を対象に二回にわたって行われた説明会。その中での質疑応答の主なものは次のとおりです。

都市公園の内容は

問 価格を示さないで同意書の提出を求めることは理解できない。同意書の内容はどんなものか。

答 同意書は運輸省に対し、空港設置許可申請をする際の添付書類であり、売買契約とは別である。契約は設置許可後となるため、短期的なずれがある。用地交渉は同意とは関係なく白紙の状態に誠意を持ってあたるので理解してほしい。同意書の内容はまだ決っていないが、「用地を売渡すことに同意する」といったものとなる。

問 都市公園として二百三十六ヘクタールを予定しているようだが公園の内容はどんなものと考えているのか。

答 面的な利用を考えられる場所についてはレクリエーション施設を、その他の部分については遊歩

道など緑的な利用を考えている。具体的には今年度土木部で調査を予定しているで、その結果を待つて示していきたい。

問 農地の代替地など地権者の生活再建対策をどう考えているか。

答 代替地を含む生活再建対策は重要な問題であり、地権者の考えを聞いたうえで村とも協議しながら個別に相談してまいりたい。

問 騒音対策はどのように考えているのか。

答 周辺整備用地で騒音緩衝帯を兼ねるので、影響は相当軽減されるものと思われる。万が一影響が出た場合には、その状況に応じて対応していきたい。

街づくりは

みなさんと共に

問 空港による波及効果は大きいと思うので、村の開発を考えると、早い時期に都市計画区域の設定を行い、乱開発の防止をする必要があると思うが、どう考えてい

るか。

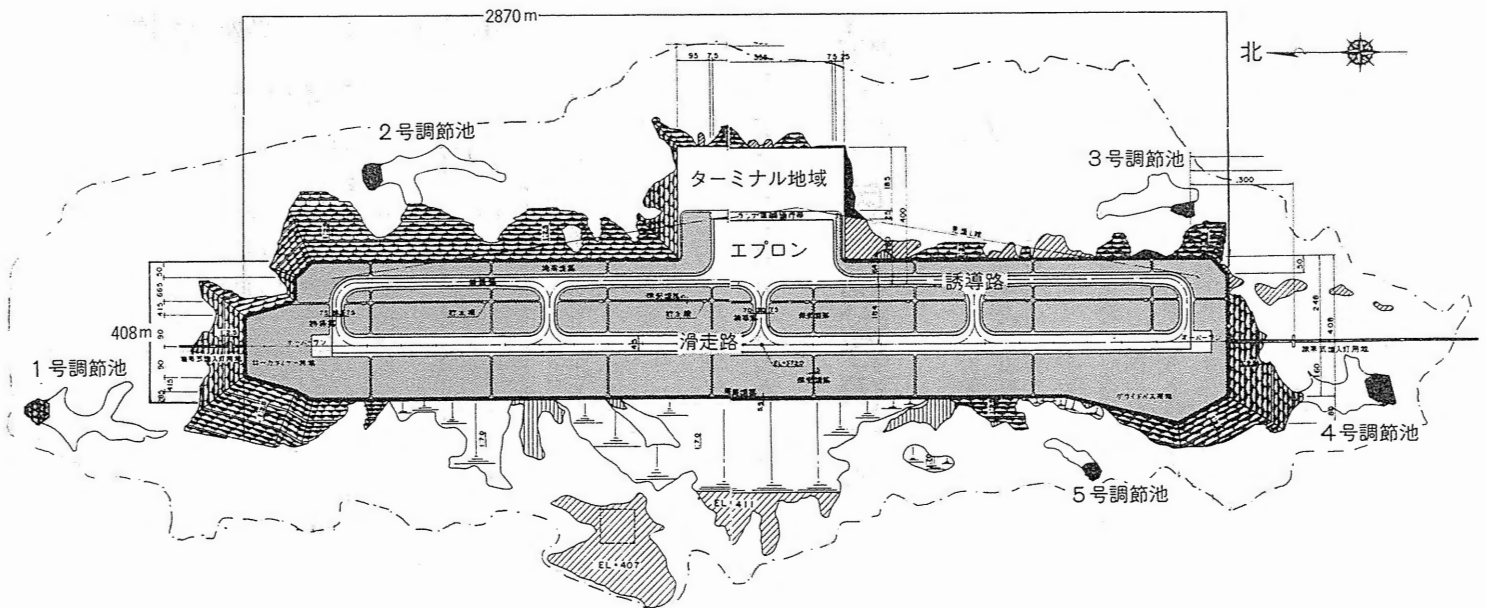
答 都市計画は整備、開発、保全を効果的に進めるうえで必要であり、現在県の土木部で都市計画の調査を進めているところであり、その結果を待つて街づくりについてみなさんと真剣に話を進めていきたい。

問 山林の開発による出水、用水不足など水対策をどう考えているのか。

答 開発による出水については調整池等に対応したい。また、水源の確保については利水調査を行って、現状の機能を損なわないよう対応してまいりたい。

問 村が出している要望事項に対し、一部対応されている部分もあるが、未解答が大部分である。いつごろまで回答できるのか。

答 事業の進捗度合いによりそれぞれ明示する時期が異なるものもある。今後県の考えを示しながら村と話し合っていきたい。既に要望に沿って対応しているものもあるのでご理解願いたい。

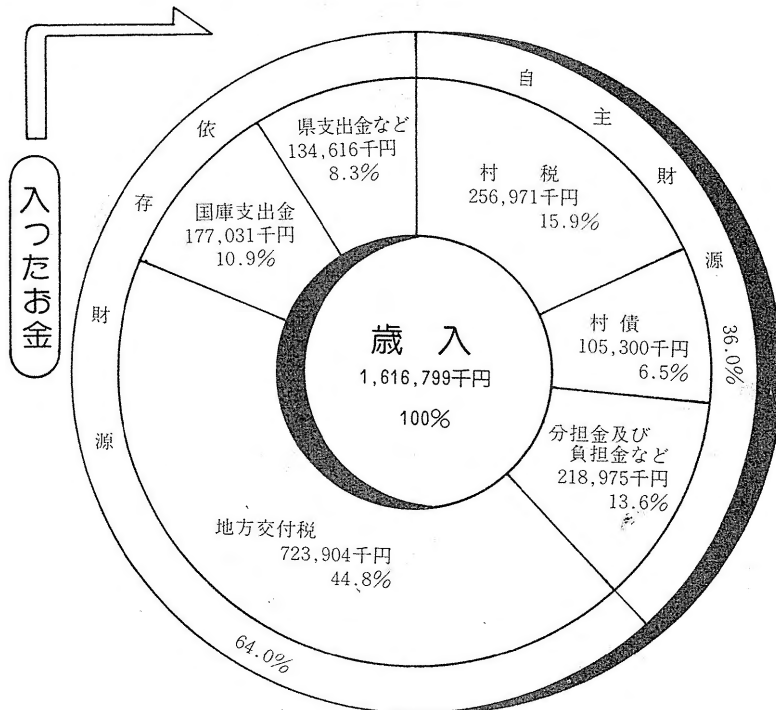


家計簿(一般会計決算)

万円の使いみち



しあわせな老後のために



予算は村づくりを進めるための青写真だとすれば、決算は村づくりがどのように進められたのか、その一年間の記録ともいえるものです。

昭和五十八年度の一般会計及び特別会計の決算が、九月定例議会で承認されました。

そこで今月は、みなさんが納めた税金や国・県からの補助金・地方交付税などなどの位入り、どのように使われたのか、そのあらましをお知らせします。

村民1人当たり納めた税金

34,217円

税 目	一人当たり納付額
固定資産税	16,092円
村民税	11,334円
市町村たばこ消費税	2,901円
電気税	2,875円
軽自動車税	684円
特別土地保有税	320円
木材引取税	11円

昭和五十八年度の一般会計の決算額は、歳入(入ったお金)が十六億一千六百七十九万九千円、歳出(出たお金)は十五億六千八百六十九万九千円で実質五千

五百九十三万円の黒字になっています。では、その内訳を見てみましょう。

歳入

国県依存の財源

歳入の内訳を見てもみますと、自分の村で確保できる自主財源は三六・〇%とまだまだ低く、昨年と比較しても一%しか伸びておらず相変わらず国・県の依存度が高いことが伺えます。

なかでも国から国税の一定割合を村の財政事情に合わせて配分される地方交付税は七億二千三百九十万円で、全体の四四・八%を占めています。

つぎに大きな財源となっているのが、みなさんから納めている

ただいた村税で十五・九%、二億五千六百九十七万円になっており、一人当たり納めた税金は三万四千二百七十七円です。

また、村が仕事をするとき国や県がそのお金の一部を補助する国庫支出金と県支出金を合わせると二億六千五百八十三万円で、村税とほぼ同じ財源になっています。

地方交付税を合わせると歳入総額の六割が国や県から入ってくるお金になっています。

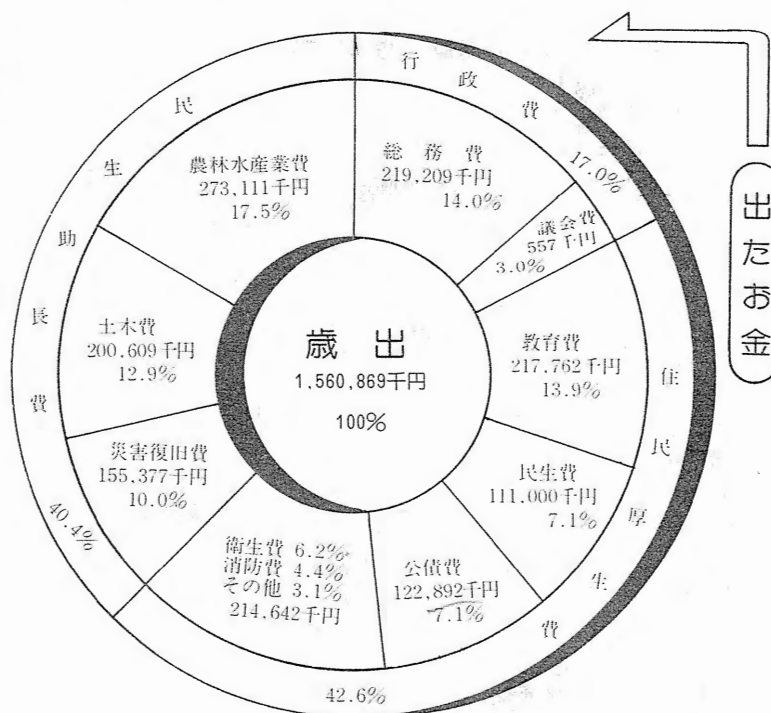


すこやかな成長のために

昭和58年度 建設事業

補助事業	・ 団体営農道整備事業 …49,964千円
	・ 県単農道整備事業 ……8,309千円
	・ 農山漁村振興特別対策事業9,053千円
	・ 県単調査設計事業 ……3,000千円
	・ 県単林道開設事業 ……12,524千円
	・ 補助道路改良事業 ……30,000千円
	・ 災害復旧事業 ……155,378千円
単独事業	・ 勤労者体育館建設事業 43,165千円
	・ 非補助土地改良事業 …84,300千円
	・ 団体営ほ場整備事業 ……8,908千円
	・ 道路台帳作成委託事業 30,050千円
	・ 玉川一小校舎補修事業…3,400千円
	・ 村民運動場整備事業 …77,135千円
	・ 県道改良事業負担金 …20,176千円

58年度村の 15億6,086



出たお金

歳出

農業振興のための
農林水産業費がトップ

歳出を見てみますと団体営ほ場整備や農用地開発など農業振興のために使われる農林水産業費がトップで二億七千三百一十一万円。次いで総務費が二億一千九百二十万円で十四・〇％、これは役場の維持管理や選挙費(県議員、衆参議員、村議員選)などに使われたものです。

また、教育費は二億一千七百七十七万円で十三・九％を占めており、村民グラウンド内に設置されたゲートボール場や管理棟の建設費や玉一小の校舎補修工事など学校教育や社会教育の充実が進められました。

そのほか、公債費は一億二千二百八十九万円、福祉の向上のための民生費には一億一千十万



住民の健康づくりに

円、成人病検診や健康管理のための衛生費に九千六百四十九万円の順になっており、総額で十五億六千八十六万円のお金が村づくりのために使われています。

村民一人当りに使われた
お金は207,839円

村の財産

農林水産業費

36,367円



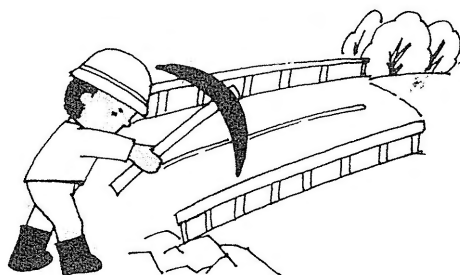
総務費 29,189円



教育費 28,996円

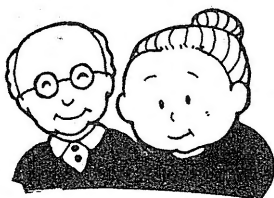


災害復旧費 20,690円

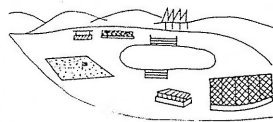


土木費 26,712円

公債費 16,364円



民生費 14,780円



衛生費 12,849円

消防費 9,217円
議会費 6,160円
労働費 5,658円
商工費 857円



公
有
財
産

- 土地 222,643.21㎡
- 建物（役場庁舎・学校・公営住宅など）
24,491.38㎡
- 山林 532,150.60㎡
- 有価証券（東邦銀行株券外）
2,311千円
- 出資の権利
（石川地方森林組合、県社会福祉基金）
（県土地改良基金協会など）
5,782千円

基金積立金

- ❖ 財政調整積立金 92,100千円
- ❖ 土地開発基金 41,246千円
- ❖ 高齢者等肉牛飼育型
事業基金 和牛 40頭
1,966千円
- ❖ 優良肉牛飼育
事業基金 和牛 15頭

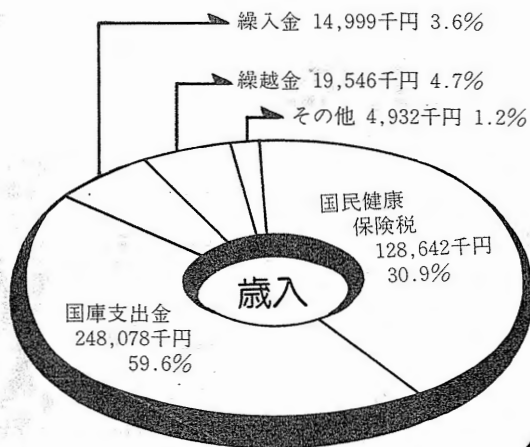
歳入は186,358千円

支払基金交付金	125,149千円
国庫支出金	35,955千円
県支出金	9,086千円
繰入金	11,397千円
繰越金	4,646千円
諸収入	124千円

歳出は185,994千円

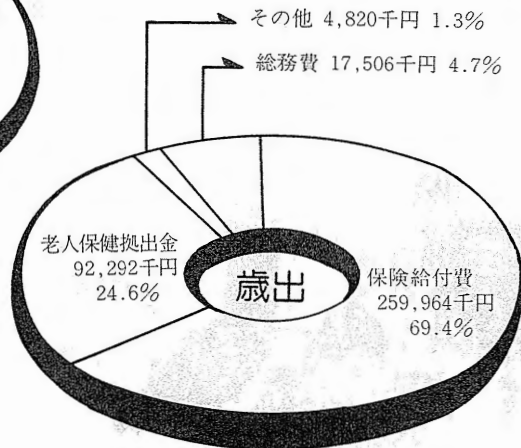
医療諸費	181,348千円
諸支出金	4,646千円

老人保健特別会計



保険給付の内訳

療養諸費	229,715千円
高額療養費	25,498千円
助産費	3,400千円
葬祭費	1,350千円



- ・ 1世帯当りの保険税 113,774円
- ・ 1人当りの保険税 29,964円
- ・ 国保加入世帯 1,138世帯
- ・ 被保険者数 4,321人

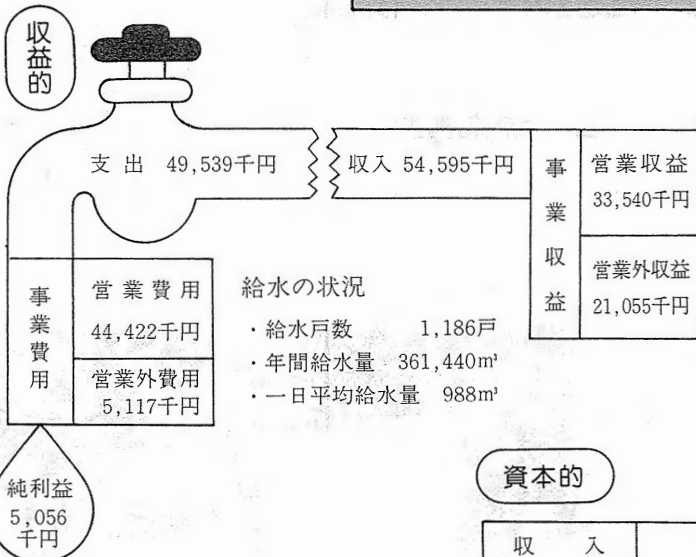


昭和五十八年度の国民健康保険特別会計は収入総額が四億一千六百十九万円。なかでも国庫支出金は二億四千八百七万円で総額の五九・六%を占めており、国民健康保険税の一億二千八百六十四万円を合わせると収入総額の九〇%以上になり、この二つが大きな財源になっています。

国保世帯が納める保険税は、一世帯当り十一万三千七百七十四円で昨年度に比べると一万七十九円の負担増になっています。

一方、支出を見てみますと、そのほとんどが保険給付費に支払われています。一人当りの年間医療費は十萬四千六百四十一円、昨年に比べて五千四百九十二円の増となっています。歳出総額三億七千四百五十八万円で収入から差引きますと四千六百六十一万円の黒字決算になっています。

水道事業会計



給水の状況

- ・ 給水戸数 1,186戸
- ・ 年間給水量 361,440m³
- ・ 一日平均給水量 988m³

資本的

収入	0
支出	9,136千円

本年度の水道事業の経営状況は収益的収入が五千四百五十九万円ありました。このうち水道料金としての収入は三千七十六万円になっています。また、みなさんの家庭に配水や給水するために使われた収益的支出は四千四百四十二

万円です。純利益として生じた五百五十九万円は、前年度の未処理分利益剰余金と合わせ、減価積立金と翌年度繰越利益剰余金に充当し、設備など水道の固定資産として使われた資本的支出の九百三十六万円は、過年度勘定留保資金として補充しました。

須釜中に10人のアメリカ人先生

生きた英語学び 生徒たち貴重な体験

中学生や高校生に生きた英語を教えるため、文部省から全国の都道府県に派遣されている米人の英語指導主事助手のうち、東北・北海道地区担当の十人が九月二十二日須釜中に集まり、研究協議会を開きました。

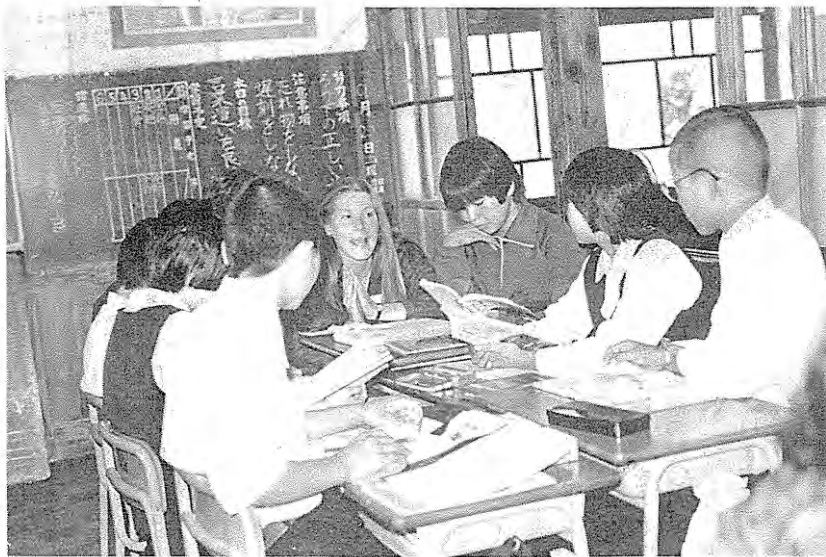
この指導主事助手の協議会は、小規模の生徒や教師に多くのアメリカ人に会う機会や学ぶ機会を提供し、じかに指導法や仕事、生活面での問題点について話し合うことを目的に、各県持ち回りで年一回開かれています。

本県では初めてのことで、須釜中が開催校に選ばれたのは、去る七月十日、県教委に所属しているカール・サンドバーグさんが指導で同校を訪れたのがきっかけ。生徒数百二十二人と規模的にも小さいのと、何よりも生徒たちが素直で親しみやすく、先生がたの熱意が非常に印象深く残り、協議会の世話人でもあるカールさんのたつての希望とか。

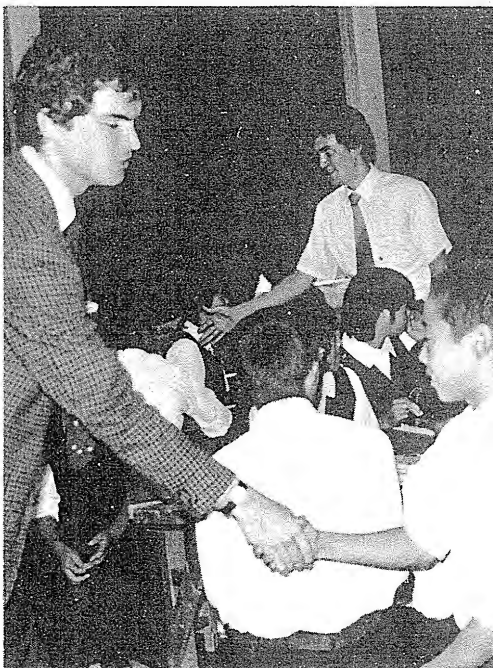
体育館で行われた歓迎集会では、生徒たちは一度に十人のアメリカ人を前にして緊張ぎみ。でもジェスチャーとユーモアをまじえての自己紹介が始まると、生徒たちも幾分緊張がほぐれた様子で笑

顔が見られるようになりました。陽気で若さいっぱいアメリカ人先生は、すぐに生徒たちと打ちとけあい、授業風景も和気あいあい。実際に野球のバットやテニス

のラケットを使用したり、ギターにあわせて歌ったりと生徒たちに英語への親近感や興味を引く工夫がして、楽しい授業となりました。



良く私の口元を見てね



また会う日まで……。



今の発音はベリーグット

特に発音の仕方を中心に指導を受け、本場の英語に触れることができた生徒たちは、貴重な体験をしたようです。
同夜は小原重孝PTA会長ら五軒の家に民泊し、家族や近所の人ともまじえ、和やかに交流。
空港建設地として近い将来、空の玄関口となる村は、一度に十人もの外国人が訪れ、ときならぬ日米親善ムードに包まれました。



私のホームはここです（歓迎集会）

歌や踊りに楽しいひととき

敬老会

いつまでもお元気で

昭和五十九年度の敬老会が九月十三日午前十時から体育館で行われました。

今年招待を受けたお年寄りは三百六十八人で、そのうちの二百二十人が出席。

村長から「みなさんの元気なお姿を拝見し嬉しい限りです。これからも豊かな人生経験を生かし、意義のある楽しい生活を送ってください。

また、ますますお元気で、人生を歩まれる先輩としてご指導もよろしく願います」と式辞を述べ、今年八十歳になられた小針イシさんほか二十一名に敬老年金証書が手渡されました。

また、夫婦そろって八十歳を迎えられた矢部丑五郎・タツさんご夫妻（川辺）、小針千志雄・タツヨさんご夫妻（中）、佐藤吉一・ヒサさんご夫妻（竜崎）にそれぞれお祝いとして夫婦座布団が贈られました。

式典に続いて婦人会のみなさんによるアトラクションに入り、「花笠音頭」や「秋田おぼこ」など各支部の出し物にお年寄りのみなさんは大変満足気の様子でした。

お年寄りの中には観るだけでなく、ステージに上って、歌や踊りを披露する芸達者なお年寄りもいて、会場は終始笑いと拍手に包まれていました。

また、お酒を汲みかわして旧交をあたためあったり、話に花を咲かせたり、笑顔の一日となりました。

おわび

先月号（九月号）の広報に、敬老の日の特集として掲載いたしました長寿番付表の小結の欄に記載もれがありました。北須釜の関根キヨさん（九〇歳）と、同じく瀬谷トリスさん（九〇歳）のお二人です。深くおわび申し上げます。



こんな、ほほえましい光景も



芸達者なおばあちゃんも登場



ワタチも一生懸命しました



話しに夢中みたいですね（どんな話題かな）



次々に繰り上げられるアトラクションに笑顔が

10月14日～20日行政相談週間

悩みや苦情は
まず相談



十月十四日から十月二十日までの一週間は「秋の行政相談週間」です。

行政相談員は、みなさんが国や県市町村などの行政機関・公社・公団等の仕事に関して抱いている苦情や要望について無料で親身に相談に応じ、その解決や実現のお手伝いをしています。



(相談員)

小山田 伸氏
小高字向久保85
(電話 2302)

すのでお気軽にご相談ください。

高額医療費支払資金

貸付制度の

ご利用を

昭和五十九年度に創設されたこの制度は、最近の医療費の高額な支払いに困難な低所得者への援助を目的としたものです。

利用したい方や、詳細について

泉中で

非行防止弁論大会

泉中学校で九月五日、学校創立記念として非行防止弁論大会が行われました。

各クラスの代表六名は、日ごろ非行防止について考えていることや体験したことなどを折り混ぜながら、壇上から力強く訴えました。審査員らが論旨や表現力、感銘度、態度など、四つのチェックポイントを厳正に審査した結果、最優秀賞には熊田和美君(二年)の「僕たちをささえてくれるもの」

は、住民課又は玉川村社会福祉協議会にお尋ね下さい。(社協)



非行防止を壇上から力強く訴える生徒たち

が選ばれ、優秀賞には矢部文江さん(三年)の「美しい言葉を求め」と首藤純子さん(二年)の「真の友情とは」がそれぞれ入賞しました。

10月11日～10月17日

違反建築防止週間

ルールを守って
住み良い街に

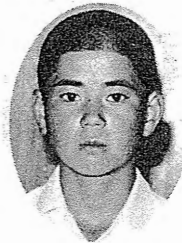
十月十一日から十七日までの一週間、建設省や県などが主体となつて違反建築防止運動を行います。

建築物が本来の機能を果たすため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関して、最低の基準を定めた建築基準法があります。

そこで違反建築防止に対する関心と理解を深めるため、建築活動の盛んな地域の住宅工事等の現場を一斉公開建築パトロールを実施します。

「交通事故」に

ついて

須釜中学校2年
石森金弘君

先月に続いて、交通安全作文コンクールに入選された作品をご紹介します。

最近交通事故による死傷者が、だんだんと多くなってきました。なぜそんなにも多くなっているのだろうか。そんな交通事故について考えてみた

と思います。

交通事故は、どんな原因で起こるのだろうか。まず、自転車による自転車事故、これはよくあることです。四つ角などで、自分の乗っている自転車の横に、大型のトラックが並んでいて左折しようとしています。自転車も左折しようとしていて、両方とも同時に出て、トラックの前の方は大丈夫だなどという気持ちになつていたら、荷台のところでぶつかることがあります。乗るようになって油断しないで、乗るようになって油断しないで、いくら気をつけていても、いつ、どこで事故にあうかわからないのが交通事故です。

それから、車のスピードの出しすぎのせいで死んでしまう人もいます。今から四年前、北須釜の明神様の四つ角の所での交通事故は僕の母の実家の伯母と伯母の娘さんだったのです。その日、娘さんは、母を仕事場に送って行く途中のときです。石川方面から向かって来た車と接触してしまいました。その接触で娘さんは即死、伯母は救急車で運ばれる途中で死んでしまいました。

翌日の朝、母の実家へ行き、伯母と娘さんを見て僕は泣いてしまいました。伯母さんと娘さんとはとてもやさしくていい人だったのに、いまだに、僕の心にそのことが残っています。

僕は交通事故にあつたことがあります。昨年の十月十九日、この日は自分の誕生日の日であり、芋煮会の日でした。その日の朝いろいろ持っていくので、忙しかったのです。家を出るのが遅れ、自転車に乗りスピードを出して行きました。その日は、あせっていました。山小屋集荷場の急な曲り角の所で「あつ」と思った一瞬のことでした。「ガチャーン」と車と正面衝突してしまいました。ぶつかつた時、気を失ってしまいました。車に乗っていた人が「大丈夫」と声をかけてくれましたが、僕は何か何だかわかりませんでした。自転車はこわれてしまいました。その人は、僕の家まで乗せてきてくれました。僕は気持ち悪く吐きそうな感じでした。母が学校まで送ってくれたので、まにあいま

真弓さんに

県道路愛護会長賞

空き缶拾い環境の美化



道路愛護で表彰された真弓さん

毎日、早朝から道路に投げ捨てられている空き缶やゴミを黙々と拾い続け、地域の環境美化に貢献しているとして、九月十日福島市で行われた建設大臣表彰の伝達式の席上、藤生字栗木内の真弓永作さん(62)が県道路愛護会から表彰されました。県内では個人として真弓さん一人が受賞されました。

真弓さんがゴミ拾いを始めてから二年余り。昭和五十七年二月、新聞に八十五歳のお年寄りが、散歩がてら道路沿のゴミを拾い集めているという記事が載りました。深い感銘を受けた真弓さんは、発奮すると同時に即実行に移し、それ以来、雪や雨の日を除く毎朝、一輪車を引き、散乱しているゴミを集めるのが日課の一つになっています。

これまでに収集した空き缶の数は八、二八一本、距離では十一kmにもなります。また空き瓶は二、一六五本、ビニール袋等は八、二七〇枚、たばこの吸いガラは三二、六二一にもなっています。

「大げさなことをしているのではないし、自分の健康のためには思っただけのことなんです。地域のために、ほんの少しお手伝いしているだけで、表彰されるなんて恐縮しています。これからも続けます」と端々とした口調で話す真弓さん。道路愛護の精神を率先して実行している真弓さんにあたたかい激励の言葉が寄せられています。

本当にご苦労さまです。

使う前に 能書きをよく読む



10月17日～23日
薬と健康の週間

薬には、それぞれに適した飲み方や使い方がありません。薬を使用するときは、袋などに書かれている指示に従いましょう。

☆決められた量を守る

決められた量を守らなければ、薬の効

果は得られません。症状が重くないから少量でいいとか、多く飲んで早く直そうなどという思い込みは危険です。

☆時間を守る

量と同様、時間を守ることも大切です。食前、食後、食間などの「服用時間」を守りましょう。この食前、食後、食間とは、次のようなことをいいます。

食前＝胃の中に食べ物が入っていない時(食事の1時間～30分前)

食後＝胃の中に食べ物が入っているとき(食後30分以内)

食間＝朝食と昼食の間など、次の食事をするまでの間

また、八時間ごとなど、時間で指定されている抗生物質のうような薬もあります。抗生物質は、病気の原因になっている細菌を殺す薬なので、体内の薬の量を一定以上に保つ必要があります。必ず服用時間を守りましょう。

☆あれこれ飲まない

現在、飲み続けている薬があったり、別の薬を飲まなければならなかったり、医師に相談しましょう。

☆保存は子供の手の届かないところへ

誤って子供が飲むことが考えられます。薬を保存するときは子供の手の届かないところへ置きましょう。

国民年金

年金の受給者は

『現況届』を
忘れずに

国民年金の老齢年金または通算老齢年金を受けている方は、毎年誕生月の末日までに現況届を提出することになっています。

月末までに、社会保険庁から送付されることになっていますので、届いたら村長の証明をうけて提出してください。

なお、提出の時期になっても、用紙が届かないときには、役場または支所窓口用紙がありますのでお問い合わせください。

現況届は、引続いて年金を受けようとするとき、年金を受けている方の生存を確認するために行うもので、届出がない場合は、生存の確認ができないため年金の支払いを一時差止めることになっています。

現況届の用紙は、誕生月の前

現況届の提出を忘れ、年金の支払を差止められた方が毎年数多くありますので注意してください。

川辺郵便局が

新築移転します

昭和三十六年四月に現在地(小高字南蔵)に新築開業以来、地域の皆さんには大変お世話になりましたが、局舎が老朽化したこともあって、このたび小高字中蔵に新築し、十月二十九日から営業開始いたします。

今後とも皆様から信頼され、安心してご利用いただけるよう、一生懸命サービスに努めたいと思います。

なお切手展、書道展の記念行事やご来局の皆さんの粗品贈呈、記念はがきの販売、郵便貯金・簡易保険などの特別感謝セールを行いますので、お気軽にお出かけください。

年金をもらっている人は10月1日から 退職者医療制度で受診



該当者は届出を

今までですと会社などを定年退職した人たちの場合、国民健康保険に加入していましたが、十月一日からこの人たちのうちで一定の要件に該当する人については、新しくできた「退職者医療制度」で受診することになりました。そこで今月は、退職者医療制度のあらましをみなさんにお知らせします。

加入できる人 (退職被保険者)

次の三つの条件にあてはまる人が退職被保険者として認められます。

- ① 国民健康保険に加入している人。
- ② 老人保健の適用を受けていない人。

扶養家族

退職被保険者の扶養家族として認められる人は次の範囲の人です。

- ① 国民健康保険の加入者であって、退職被保険者と生活を共にし、主として退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人
 - ① 退職被保険者の父母、配偶者（内縁含む）及び子、孫、妹などで三親等内の親族。
 - ② 配偶者（内縁含む）の父母及び連れ子。

なお、退職被保険者本人が老人保健法の適用をうけるようになったとき、または死亡したときは、退職被保険者の扶養家族の資格を失い、一般の国保の被保険者となります。

資格の発生

退職被保険者となる日は、年金の受給権の発生した日です。（ただし、共済組合の退職年金又は通算退職年金については、若年を理由としてその全額が支給停止されている場合は、その支給停止が解除された日。）年金受給権が発生すると本人宛に「年金証書」が送付



退職者医療制度の生れた理由

会社や役所に勤める人は、職場の健康保険や共済組合に加入します。そして退職したあとは国民健康保険に移ることになります。

このやり方によると、若い元気なうちは健康保険に加入し、病気の多くなる老後は国保に移って、その医療費を国庫と国保の加入者に依存することになるわけで、かねてからその不合理性が指摘されていました。

今回の改正はこの点を改めたものです。

退職被保険者がいる場合は、両方の合算額を納めていただくことになります。

診療のうけ方

医療機関に役場から交付をうけた「退職被保険者証」を持参して診療をうけます。そのとき次のような一部負担金を医療機関に支払います。

残りの医療費は退職者医療制度が支払ってくれます。

・退職被保険者本人

医療費の2割

・扶養家族

外来は医療費の3割

入院は医療費の2割

※これまで一律に3割負担であったのに比べ、医療機関に支払う自己負担額が軽減されます。

保険証

一般の国保被保険者証とは別に退職被保険者のための新しい保険証が交付されます。

保険税

退職被保険者の保険税は、一般の国保の被保険者の算定方法に準じて行なわれ、世帯単位に賦課されます。

一つの世帯に一般の被保険者と

高額療養費制度が変わる

◇◇◇◇◇ 十月一日から実施 ◇◇◇◇◇

健康保険の改正にともない、国民健康保険制度の内容も変更され、高額療養費制度が十月一日から変わりました。

どんなときに

支給されるか

(1) 自己負担が五万一千円以上の場合

医療費の自己負担が、一人、一カ月、一つの病院や診療所について五万一千円を超えた場合、その超えた分は国保が負担します。ただし、低所得者（住民税非課税世帯）については三万円です。

(2) 同一世帯で同一月に三万円

（低所得者にあつては二万一千円）以上の自己負担が複数生じた場合には、その額を合算して五万一千円（低所得者は三万円）

を超えた分については国保が負担します。

(3) 同一世帯で前十二カ月間に四回以上高額療養費の支給を受ける場合には、四回目から三万円（低所得者は二万一千円）を超えた分について国保が負担します。

(4) 療養に要する期間が著しく長く、一定の高額な治療を継続して行う必要のある病気で、厚生大臣の定めるものについては、自己負担の限度額が一万円となり、一万円を超えた医療費は国保が負担します。

どんな手続が必要か

高額療養費に該当すると思われる場合は、医療機関に支払った領収書と印鑑を持って役場住民課又は須釜支所で申請手続が必要です

自己負担額(5万1千円)の計算基準

① 暦のうえでの1カ月

② 病院・診療所ごとに計算

たとえば、甲の病院と乙の病院へ同時にかかっているような場合、また同じ病院でも入院と通院は別に計算されます。

③ 歯科は別

病院または診療所に内科などの科と歯科がある場合は、内科などの科と歯科は別の病院または診療所として扱われます。

④ 総合病院

総合病院の各診療科はそれぞれ別の病院または診療所として扱われます。

ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療を受けたときは、合算して計算されます。（そのときでも歯科は別です）

⑤ 差額ベッドや付き添い看護料

入院したときの差額ベッド代や付き添い看護料などは、ここでいう自己負担額の中に入りません。

— 健康づくりを始めよう —

10月10日から16日まで

40歳からの健康週間です

十月十日は「体育の日」、またこの日から十六日までの一週間は「四十歳からの健康週間」です。

今年から始まるこの週間は、壮年期からの健康づくりと成人病予防のための週間です。

老後の準備は経済面に限ったことではなく、健康についても備えが必要です。

* 運動しないと生きていけない

人間は動物ですから、動いているのが本来の姿です。

食べ物を得る、水を汲む、火を起す……ほんの数十年前まで、こういったことに對して今よりも「体を動かしていた」はずで、楽をした、体を動かしたくない……。

* 体はハンドルやギヤと同じ

運動不足——その際立った例は宇宙飛行士でしょう。宇宙飛行で最大の危険は、体重ゼロという状態に人体が慣れ切ってしまうことといわれています。こういう状態では、重力の負担がかからない足腰の筋肉に血が流れにくくなってしまふのです。

使わない自転車のハンドルやギヤに油が通わなくなったことを思い浮べてください。放っておくと動かなくなってしまうはずで、これを防ぐには、日課に運動時間を組み入れたらして、絶えず動かしてやらなければなりません。

* 健康は自分で手に入れるもの

あなたは健康ですか——こう聞かれたとき、ためらいなく「はい」と答えられる人が何人いるでしょう。同じ質問を全国の二十歳以上の人、三千人に問いかけた調査（総理府広報室「体力・スポーツに関する世論調査」昭和五十七年

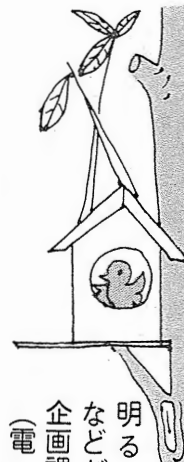
十月）では、「自分は健康である」と答えた人は、半数以下の四六・五%にすぎません。

また、昭和五十八年の「国民健康調査（厚生省）によれば、国民の八・一人に一人が、何らかの病気ににかかっています。

* 積極的な健康づくりを

ところで「健康」とは、いったいどんな状態をいうのでしょうか。「朝の目覚めがよい」「食欲がある」「通しが快調」。人それぞれに違うかもしれませんが、いま挙げたような健康であることを感じる、あるいは意識する「尺度」があるはずで、健康とは単に「病気でない状態」に満足するのではなく、さらに一歩進めて「体を常にベスト、コンディションに保つ」という、積極的な健康づくりに努めたいものです。

話題の広場



明るい話題や催し
などがあるときには
企画課まで。
(電 三二〇二)

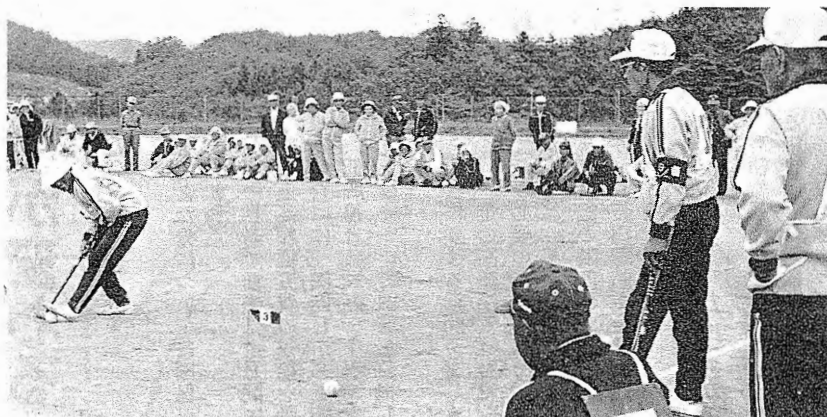
老人クラブがゲートボール大会 一足先にスポーツの秋

いよいよスポーツの秋。その皮切りとばかり、九月二〇日石川地方老人クラブ連合会主催のゲートボール大会が村民グラウンドで開かれました。

会場には管内の老人クラブのお年寄りが四百人ほど集まり、プレーに応援にハッスルしていました。

コートの中でゲートをねらってボールを打ち込む姿は、とてもお年寄りとは思えないほど。楽しみながらプレーするところが、この競技の良さ。

今大会には二十四チームが出場し、日ごろの練習で鍛えた腕と感を惜しみなく発揮し、熱戦を展開していました。



声援を受けながらハッスルプレー

南須釜 念仏踊り

福島郷土芸能まつりに

九月十二日、県文化センターで開催された、「福島郷土芸能まつり」に、わが村の伝統的芸能として県無形文化財指定になっている「南須釜念仏踊り」が出演し、見事な踊りを披露してきました。この芸能まつりは、昭和五十九年度福島県観光キャンペーンの一環として、県内の代表的芸能を一同に集めて行われたものです。この日は全国各地からとワイホノルからの観光客一、五〇〇人がつぎつぎと繰り広げられる郷土芸能に見入っていました。



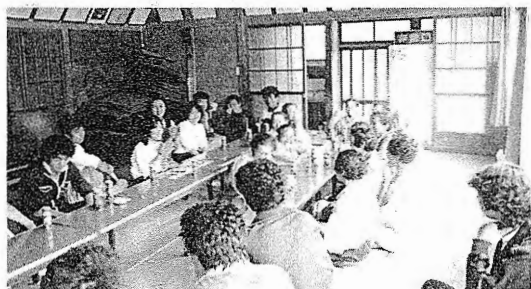
郷土芸能まつりに出演されたみなさん

寅さんシリーズの 山田洋次監督が 講演

「男はつらいよ」でおなじみの山田洋次監督が、九月六日日本村を訪れ、「寅さんと現代」と題した講演会を行いました。

この講演会は石川地方青年連絡協議会が主催したもので、会場となった村体育館には、近隣市町村の青年団員ら百五〇人が集まり二時間にわたって笑いとベースで庶民の心を描いては随一の監督の話に耳を傾けていました。

講演会終了後、就改センターの日本間で懇親会が開かれ、監督を囲みながら談笑しあったりして貴重なひとときを過ごしました。



奉仕作業のあとのほほえましい一コマ

ほほえましい 世代間の交流

青年とお年寄りが
共同で奉仕作業

お年寄りと青年が一緒になって奉仕作業。九月九日(日)早朝から道路沿えに捨てられている空き缶やゴミを拾っているお年寄りと青年のほほえましい光景が見られました。

地域のお年寄りのかたたちとふれあう機会を持つと本団が企画したのですが、南須釜、北須釜岩法寺の各青年団が賛同したものです。初めての試みにもかかわらず、参加率も上々。重いものは若い人が持つなど終始なごやかムード。作業が一段落した後は公民館に集まり、ジュースで乾杯した後、自己紹介をしながら交流を深めました。

所得税の 記帳・記録保存制度の あらまし

農業所得の確定申告には青色申告と白色申告の二通りあります。

青色申告者には当然記帳が義務づけられています。

昭和五十九年度の所得税法の改正により、事業所得等（事業所得、不動産所得または山林所得）のある人に対して、記帳制度や記録保存制度など新しい制度が設けられました。

そこで、その制度のあらまし説明をしましょう。

1 記帳制度

事業所得等のある人（青色申告者を除きます）で、次の(1)または(2)のいずれかに当てはまる人は、帳簿を備え付け、その年の取引のうち、総収入金額や必要経費について簡易な方法により記帳を行うとともに、その帳簿を七年間（書類は五年間）保存しなければならないこととされました。

- (1) その年の前年十二月三十一日において、前々年分の事業所得等の金額が三百万円を超える人
- (2) その年の三月三十一日において、前年分の事業所得等の金額が三百万円を超える人

したがって、昭和五十八年分の事業所得等が三百万円を超えている人は、昭和六十年一月一日の取引から記帳することになります。

2 記録保存制度

1の記帳をしなくてもよい人でも、次の(1)または(2)のいずれかに当てはまる人は、その業務に関して作成し、または受領した帳簿や書類（決算関係書類、請求書、納品書、領収書など）を整理して五年間保存することとされました。

- (1) その年の前年十二月三十一日において、前々年分の確定申告書などを提出している人や前々年分について決定を受けている人
- (2) その年の三月三十一日において、前年分の確定申告書などを提出している人や前年分について決定を受けている人

したがって、昭和五十八年分の確定申告書を提出している人などは、昭和六十年一月一日の取引に関するものから保存しなければなりません。

3 総収入金額報告制度

その年の事業所得等の総収入金額が五千万円を超える人（その年分の確定申告書を提出している人を除きます）は、その収入金額の合計額などを記載した総収入金額報告書を翌年三月十五日までに提出しなければならないこととされました。

したがって、昭和五十九年分の確定申告書を提出する必要がある人でも、五十九年中の事業所得等の総収入金額の合計額が五千万円を超える場合は、昭和六十年三月十五日までに、総収入金額報告書を提出しなければなりません。

4 収支内訳書添付制度

事業所得等がある人（青色申告者を除きます）が確定申告書を提出するときは、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を確定申告書に添付しなければならないこととされました。

したがって、来年、昭和五十九年分の確定申告書を提出するときは、収支内訳書を添付することになります。

説明会を開きます

所得税法の改正に伴い、白色申告者を対象に、記帳や記録保存の方法についての説明会を左記の日程で開きますので、ご出席ください。

記

- ・ 営農業、不動産、山林所得のある方……十一月五日（月）
- ・ 石川町商工会館（午前・午後の二回開催）
- ・ 農業所得のある方……十一月二十八日（水）

須賀川市西袋農協

※詳細については須賀川税務署（〇四六七千七五）にお問い合せください。

お知らせ



読書の秋

石川電報電話局
から電話工事の
お知らせ

電々公社では、災害などの異常時にも安定した通信を確保するための設備として「地下電話ケーブル」を埋設する工事を行っています。

埋設箇所は藤生字羽根石地内から南須釜字蔵前地内の県道「千五沢・矢吹線」です。

工期は来年の五月三十日までになっています。工事期間中は建設機械等の騒音や通行などに迷惑をおかけすることになりますが、工事についてお気づきの点がありましたした時には次のところへご連絡ください。

(連絡先)

石川電報電話局線路宅内課

(電話)四二一六二二(九〇)

十月一日から

「福島財務事務所」
としてスタート

東北財務局福島財務部

大蔵省東北財務局「福島財務部」が国の機構改革により、本年十月一日から「福島財務事務所」として発足いたします。

今回の機構改革により、事務所の見直しが行われ、東北財務局へ事務が移るものもありますが、国有財産の売り払いや貸付事務、金融機関の監督事務、資金運用部資金の融資に関する事務は、引き続き新しい「福島財務事務所」において行いますのでお知らせします。

10月の健康ごよみ

1日(土) 成人病予防教室 四辻農業研修所 午前9時30分
2日(火) 成人病事後指導 須釜公民館 午前9時30分
妊婦検診(西部) 母子センター 午後1時30分
4日(木) 成人病事後指導

公民館の予定

7日(日) 第24回村民体育祭 村民グラウンド 8時30分開会
11日(木) 高齢者教室(野外研修) 11月4日(日) 文化祭
27日(土) 11月4日(日) 文化祭

青年教室を開催

左記の内容で青年教室が開催されますので、気軽におでください。
とき/ 十月二十二日(月) 夜七時~九時
就業改善センター
内容/ 県中教育事務所の社会教育主事原竹竹十先生の講演「青年としての自覚と役割」が予定されています。

今月の納税

固定資産税(二期分)
国民年金(三期分)
納期限は二十五日(木)までです。忘れずに納めましょう。

おめでた

(八月届出分)

地区 出生氏名 保護者名
川辺 佐藤美幸 清晴
野崎 文松 夫
小高 溝井美香 富栄
中 小針 尚 弘
南須釜 駒木根 悠 等
北須釜 関根広之 正二
吉 境田康雄 孝夫
おくやみ (八月届出分)

(八月届出分)

地区 死亡者氏名 年齢 世帯主
南須釜 佐藤勝美 57 豊勝
北須釜 鈴木庄松 75 長作
吉 草野藤七 67 藤樹
森 佐藤廣竹 70 敏則
新田 関根春次 78 弘志

あなたは火事の恐ろしさを知らない



ありがとう
ございます

左記の方々から、社会福祉活動資金として寄付をいただきました。

厚く御礼を申し上げます。

・北須釜の関根辰雄さんより 老万円
・南須釜の佐藤豊勝さんより 老万円
・四辻新田の関根弘志さんより 貳万円
・四辻新田の鈴木長作さんより 貳万円
・吉の森永さんより 老万円
・中の高林甚之助さんより 老万円
・川辺の三瓶力さんより 老万円
・小高の溝井源三郎さんより 老万円
(社会福祉協議会)

村のようす
(59年9月1日現在)

1,533戸(+2)
7,475人(+6)
3,678人(+2)
3,797人(+4)